

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第28回）議事概要

日時 平成27年6月3日（水）16:00～18:00

場所 総務省11階 第3特別会議室

参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、池田委員、佐藤委員、
関口委員、山下委員
事務局 吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、
(総務省) 高橋総務課長、吉田事業政策課長、
竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官
大澤料金サービス課課長補佐、
清重料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>(1) 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について</p> <ul style="list-style-type: none">事務局から資料1について説明を行った後、意見交換を行った。 <p>(2) 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について</p> <ul style="list-style-type: none">事務局から資料2-1～2-11について説明を行った後、意見交換を行った。 |
|---|

【発言】

(1) 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について

<骨子案の全体について>

○佐藤委員

骨子案はこれまでの議論の内容が反映されていると思う。今後、音声接続制度についてはPSTNに係る接続料算定の在り方だけでなく、次の時代を見据えた制度とするための議論をしないといけないと感じた。第八章にある今後の接続料算定の在り方について、具体的な検討のロードマップ的なものはあるか。

○事務局

現時点で具体的なロードマップのようなものはないが、仮に次期接続料算定方式の適用期間が三年となると、その適用期間を踏まえ、検討の期間を考えていくものと思われる。

○相田委員

第二章のp.25のNTSコストの扱いについて、「今後～(略)～控除できないか検討することが適当」とあるが、この検討主体は誰か。今後の検討を行う主体が、接続政策委員会なのか、ユニバ委員会なのか等、明確にしておくべき。

○事務局

今後本審議会で議論していただくこともあると思うが、報告書の示す検討主体は、総務省であることを前提としている。

○池田委員

p. 25 の「利用者への転嫁のあり方を見直すこと等により」とあるが、具体的にどういった方策を考えているのか。

○事務局

現段階で具体的な方策があるわけではないが、番号単価を利用者にそのまま転嫁されている状況が NTS コストを原則通り控除できない大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、例示的に示したもの。NTS コストを接続料から控除するため、何らかの方策を検討すべきという委員会の意向を反映するため、このような表現とした。

○佐藤委員

第七章の適用期間の話で、接続料の急激な上昇がある場合、なんらかの処置をすることとあるが、これはどのようなタイミングで動くことになるのか。

○事務局

通常想定していないことが起こった場合の対応となるため、具体的なタイミングが何か特定するのは難しいが、例えば毎年度の接続料認可に当たっては、基本的には審議会においても議論していただいております、この中で必要があれば見直すということも可能と考えられる。

<骨子（案）の書き方について>

○東海主査

p. 28 の「当年度通信量との乖離幅」等でカギ括弧をつけたのはどのような意味合いがあるのか。

○事務局

図表 15 を引用していることを、強調し、分かりやすくするためのものであるが、もう少し書き方を検討する。

○東海主査

P. 28 の適用年度からは一年間離れているため、『当年度通信量との乖離幅』は極めて大きい」とあるが、「極めて」という表現は少し違和感がある。また骨子案の中に途中で「研究会」という表現が出てくるが、具体的には何の研究会か。

○事務局

「極めて」の表現は見直したい。また、報告書内で使われている研究会は長期増分費用モデルの検討を行った研究会を指している。

○東海主査

p. 39に「規律」という言葉が出てくるが、これが適切かどうか検討して欲しい。

○事務局

検討する。

(2)「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

<接続料の算定方法の在り方（主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方）について>

○相田委員

資料2-11の中でも説明があったが、従来から、自己設置する事業者と接続事業者との間の競争条件をどう担保するかという点が問題であったのに加えて、最近、卸という新しいパターンが出てきている。いずれにしても現在利用されているシェアドアクセス方式の技術では、主端末回線当たりのユーザ数をどれだけ確保できるかという点が、競争にとって非常に効いてくる。

自己設置事業者と接続事業者とを比べた場合に、接続事業者はNTT東西が引いた回線を使うことになるが、NTT東西は非常に大きなシェアを持っているためスケールメリットはある。一方で、NTT東西は自ら回線を引けば、自らユーザの需要を踏まえて、光配線区画を設定できるのに対して、接続事業者は、NTT東西の光配線区画に従わなければならないという意味でハンディを背負っているということになる。どちらに利があるのかということは、一概には言えないところかと思う。

そのため、情郵審第二次答申でも、そこに着目して接続事業者向けの光配線区画を拡大するべきではないかという提言がなされた。その中で、クラウド等を利用すれば、およそ一桁億円で必要となるオペレーションシステムを構築することが可能とのことであったが、改めて確認したところ、43億円という数字が提示された。その際、公平に負担すればよいのではないかという意見はあったようであるが、実際の数値を見てみると、接続事業者の中でもある程度のシェアを持っている事業者、主端末回線当たりのユーザ数をそれなりに確保している事業者にとっては、43億円を負担してまで光配線区画を拡大するメリットは少ないため、参画しないことが想定される。また、本来、光配線区画を大きくするメリットは、シェアが小さい事業者の方が大きい、そのような事業者だけで、43億円を負担して採算に合うかということ、それは非常に厳しい。したがって、この43億円という数字がある限り、事業者がこれを負担して、事業者向けの光配線区画が実現することは容易ではない。

解決のための方策はおよそ3つあり、1つ目は、事業者ごとに光配線区画の大きさを選べる機能というものはネットワークが本来持っているべき機能であるとし、43億円の開発費を接続事業者だけではなく全事業者で分担するというもの。先ほど光配線区画情報の精度向上策については全事業者で負担すべきという提案があったが、接続事業者向け光配線区画のシステム開発費についてもそのような考え方が現実的には有り得るのではないかと思う一方で、全事業者が納得するのは非常に難しいと思う。

2つ目は、実際に事業者向けの光配線区画を導入するのではなく、バーチャルな光配

線区画を設定し、その光配線区画の中で、8ユーザまでは1本の主端末回線であるというみなしの料金設定をするもの。これも全事業者が納得した上で、なんらかのシステム開発をする必要があり、開発費が発生するため難しいのではないかと思い、資料の一番下に記載した。

3つ目は、一番現実的だと思うが、多少強い言い方をすると、光配線区画が小さいことで生じている不利益を、何らかの形でcompensateするような接続料の設定にするというもの。既に事業者から様々な提案がなされているが、電柱設備、保守費あるいは研究開発費等を、どのような形で割り勘したらよいかということについては、いわゆるactivity basedということで、可能な限り利用量に合わせることに正しい方向だということにはよく分かっている。一方で、メタル検討会におけるメタルと光の配賦の見直しの際のように、ある程度の自由度はある。同検討会では、それまではケーブル長比で配賦していたものを、ケーブルには太いもの、細いもの、重いもの、軽いものがあることから、ケーブル長比によって配賦されたコストが、必ずしも現実のコストと合っているわけではないという事実を踏まえ、また、特にメタルの需要が減りつつある中であってもメタルの撤去ができないということを考慮した上で、利用ユーザ数比で配賦することとした。なお、配賦基準を利用ユーザ数比とすることは、NTT東西から提案されたものであり、また、この見直しは許容範囲であろうということでも同意が得られたものであると記憶している。このように、それほど不合理でない方法で割り勘の方法を調整することで、本来は大きな光配線区画で事業を行いたいが、光配線区画が小さいために多くの主端末回線を使わなければいけないという状況をcompensateできるような接続料の算定方法があれば、それが一番簡便であり、良いのではないかということで、前回の委員会で資料を提出した。

先ほどの2つ目の方法に戻るが、資料2-10を見てやや驚いたが、3ページに記載の、「上述のi～ivの事例は、いずれの事例も業務運営上やユーザ対応上やむを得ず実施しているものです。」という点について、iは理解できるが、ii～ivについて、接続事業者に対して、このような理由で2本目を引いたということ現場写真などを示した上で確認をとっているのか。NTT東西は、分岐単位接続料を導入すると、接続事業者はどんどん新しい芯線を使う、モラルハザード的な使い方を助長すると主張していたが、少し極端な言い方をすると、この資料を見ると逆だったのではないかと感じる。NTT東西にとっては、ii～ivの方法で接続事業者が2本目の主端末回線を使うことになっても、主端末回線はいくらでも空いており、1本や2本、余分に使われることになっても全く困らない。むしろ、主端末回線当たりで接続料がとれるのであれば、これはかえってメリットになる。NTT東西の用語で言う、できるだけ利用芯線数を少なくして、効率のいい設備運用をしようというインセンティブが全く働かない構造になっている。であれば、実際、主端末回線は十分に空いているので、何本使っていようと、広げた光配線区画ごとに8ユーザまでは、1本の主端末回線の接続料しかとらないとするのも、1つの考え方ではないかと思う。繰り返しになるが、仮想的に設定した大きな配線区画ごとにどれだけユーザが存在するのかということ、実態とは別に管理するのも煩雑であると思われるので、それとおおよそ同じ割合になるような割り勘の方法を考える方が現実的であろう。それが具体的にどのような割り勘になるのかという数値については、別途、事務局から提案いただきたい。

○相田委員

料金が下がれば良いのかということについて、自己設置、接続、卸という3者の関係で考えると、一番メリットが大きいのは、シェアが一番大きいNTT東西であろう。それがまた卸料金に影響するという点で、料金そのものに影響するのか、卸した時の利潤が大きくなるのかは分からないが、償却方法を変更すると、接続事業者にとっても接続料が安くなるが、一番メリットが大きいのはNTT東西であり、それがうまく配分されれば卸の事業者も有利にはなる。自己設置、接続、卸という3者の関係のバランスを考えると、償却方法を変えて安くなるからそれでいいのかという点については、決してそういうことではないと思う。

○池田委員

今、相田委員から発言があった、自己設置、接続、卸のバランスをとるということは、今回の問題を検討する上で、非常に重要なテーマであると思っている。これまでの当委員会での私の発言を振り返ってみると、自己設置、接続、卸のバランスをとるということと、接続料と卸料金の関係に注意すべきではないかということしか言っておらず、今回、設備構築事業者を代表してケイ・オプティコムがかなり厳しい意見を提出しており、自己設置と接続の関係はどのように考えているのか、議論が置き去りにされているのではないかと感じられることももっともだと思う。従来の議論で用いられてきた設備競争とサービス競争のバランスをとるとか、あるいは設備投資インセンティブに対する配慮という言葉も、私自身、意図的ではないが、結果的に使ってこなかったのは事実だと思う。

この自己設置、接続、卸のバランスをとるということは、どういうことかを私なりに考えてみた。従来、自己設置と接続しかなかった時代には、設備競争とサービス競争のバランスをとるという表現が用いられてきたのではないと思う。今回、新しく卸という形態が出てきたことによって、自己設置、接続、卸のバランスをとるという形で論点の整理が行われるようになったのではないと思う。このように、従来、設備競争とサービス競争のバランスをとるという形で議論されてきた問題意識が、新しく、自己設置、接続、卸のバランスをとるという形で論点整理がされる時代になった時に、従来からの問題意識である設備競争とサービス競争のバランスをどうとるのかというのが、この新しい論点整理の中でどのように扱われるべきなのか、また卸という新しい形態が出てきたことによって新たに配慮しなければならない課題は何かということが、当委員会で問われていることではないかと思っている。

この設備競争とサービス競争のバランスの取り方であるが、今回提案されている算定方法の見直しというのは、NTT東西の光配線区画を所与の前提としてなかなか収容率を上げられない問題があるということ踏まえて、新規参入事業者にとってやや有利にして接続による新規参入を促そうとする方策であるように思うので、接続事業者と競争しているNTT東西の利用部門や、設備を投資している電力系の事業者にとっては、競争環境に大きな影響を与える話である。そのため、設備競争よりもサービス競争にやや政策の重要性を、価値を見出すような方策に移っているのではないかと思う。

今回、この算定方法の見直しがなぜ行われるかに関わることだが、卸が始まり、卸に制約条件がかかっている中で、接続という形態が実質的に使われる環境を整えるという

ことが喫緊の政策課題であると認識している。他方で、このタイミングで算定方法の見直しを実施したとしても、設備の普及率がほぼ100%に近づいて、むしろ利用率を上げる方が政策課題であるという状況にあって、言い換えると設備競争とサービス競争のバランスの取り方をややサービス競争重視の方に振れてもよいタイミングであるということも隠れた論点としてはあるのではないかと考えている。ただ、このような見方をしてしまうと、将来の設備競争への影響に配慮を欠いた見方になるので、注意が必要ではないかと考えている。つまり、光ファイバの設備普及率が100%に近づいたので、利用率向上に向けたサービス競争にややかじを切るという印象を事業者に与えると、設備普及率が100%近くになればサービス競争にかじを切られると事業者に受け取られてしまい、将来、新たに大規模な設備競争が必要になった時に、誰もリスクをとって設備投資をしない状況に陥るおそれが出てくるので、このような受け取られ方をすることは、国民の生活や経済活動に密接に結びついたインフラとしての情報通信基盤を将来的にも支えていくためには、好ましいことではないと考えている。

したがって、卸という形態が出てきたとしても、また設備の普及率が100%に近くなったとしても、従来からの問題意識である設備競争とサービス競争のバランスの確保が重要であるということは、自己設置、接続、卸のバランスをとるという新しい課題の整理の仕方になったとしても、重要な課題であると認識している。

この観点からすると、相田委員の提案は、情郵審第二次答申を受けて光配線区画が狭いという課題を解消するために、光配線区画を拡大する形で接続事業者向けの光配線区画が新設され、それを前提とした接続事業者向けの接続料になっていたということでの試算であるので、相田委員の提案により試算したカーブにならって、その水準を超えることのないように検討することで、自己設置、接続、卸のバランスの取り方、また接続の中で、ユーザ数が多い既存事業者とユーザ数が少ない新規参入事業者のバランスを損なうことがないということの1つの指標になるのではないかと考えている。

○酒井主査代理

池田委員の意見は、深く解釈されており、なるほどと思った次第。相田委員の意見も結果論からすると確かにこういう考えもあるなと思った次第。ただ1つだけ気になるのが、例えば3者を考えてこのような料金が良いとなったときに、だからこのような料金体系とするというのは理解できるが、その理由として、例えば研究開発費は契約者数で割ることとしてみると、それが正しくない場合であってもその結果は永遠に残るので、正しい理由であれば構わないが、正しくない理由を使うべきではない。そうであれば、むしろ、理由はわからないが、このように算出したという方が、後々変えることができるのでまだ適当なのではないか。例えば、KDDI提出の資料2-4にあるが、予備芯線について、利用率の高い方が予備芯線を利用する可能性が高いのではないかとこの考え方は、確かにあり得るかもしれないが、解析して分かったわけではない。また、電柱を利用者単位にするということは、例えば高速道路で1台の車に多くの人に乗っていた場合は通行料金を高くとするようなもので、それは少しおかしいと思う。そのため、そのような理由を基にするのではなく、結果的にこのような料金体系とするというものを先に出してしまった方が、まだ良いのではないかとと思う。

同時に、最終的には利用率が高い方が良いことは当然であるので、何年たっても利用

率が低い事業者は残るべきではないのではないかと思う。暫定料金と言うのか、徐々に変わってくる料金と言うのかわからないが、利用率が高い事業者も低い事業者もいつまでたっても全く対等であるというのは、設備が余っているとはいえ、少しおかしいのではないかと思う。

○池田委員

前回の酒井委員の「費用の把握と負担の在り方については、客観的に把握すべき費用の把握と政策が入る余地があるかもしれない負担の在り方を区別すべきではないか」という意見については、なるほどと思うところがある。特に自己設置の事業者との比較において、その客観的な原則としてのコストの把握の仕方を変えてしまうと、競争をゆがめてしまうのではないかと思っている。

そのため、費用の発生の態様という形では客観的に原則として定めておき、ただし、競争や公平な接続料の負担という観点から、政策的な余地として社会的経済的にみて合理性があるかという観点から、例外として検討するというのは1つの考え方としてあるのではないかと思っている。

○佐藤委員

情郵審第二次答申を受け、収容率を高めやすくして新規参入事業者も競争しやすい状況をつくるためにいくつかの方策が講じられたが、想定のとおりうまくいかなかったという事実の下で、そこで実現できなかったことを別の形、すなわち料金を含めた別の政策手段で実現できないか、というところでは一致していると思う。

コストを積み上げ、それが何に連動して発生しているのか、芯線数なのか、ケーブル長なのか、ユーザ数なのか等を精緻に分析するというような議論もすべきではあるが、それ以上に、どのような形の料金を最終的に作っていくのかというところが、政策的にはポイントになると思う。相田委員の説明を聞いて、情郵審第二次答申を受けて事業者向け光配線区画を新設し、収容効率が良くなったことを前提に、同じような競争条件とすることができないかというのは、1つの考え方ではあると思う。少なくとも前回の政策の期待したところであるので、そのような形での競争が成り立つような料金を設定すべきではないかというのは、説明力があると思う。

○関口委員

光は採算エリアでの投資は一段落したと思うが、100%にはとてもいっていない。少なくとも不採算エリアは、まだメタルしかないところが多くあり、まだ投資すべき場所はあると思う。また、少なくとも、自己設置、接続という2つに卸が加わったという新たなバランスが必要になってきたというのは事実だと思っている。

資料2-11の38ページで、まだペンディングとなっているが、自己設置型の事業者の設備投資インセンティブに十分配慮すべきであって、コストベースは歪めるべきではないということは明言しているので、ここは大原則として必要な指摘であると思う。ただし、酒井委員のコスティングとプライシングの発言に関して、LRICの場合もコスティングとプライシングを厳密に分けて議論しており、プライシングはあまり理由がない場合でも、政策的に決めるという余地がないわけではないと思う。そのような観点で、

資料2-2の14ページの論点1-1「第二次答申後の取組に関する評価について」で、NTT東西は、FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題であると指摘しているが、それに対して、15ページで、主端末回線と分岐端末回線の料金以外にも、屋内配線、回線管理運営費、工事費等が入って、1収容から2収容程度だと、NTT東西の実売価格を上回ってしまうとの記載がある。このような実態はたしかにあり、このような中で新規参入をしなければならないということは、厳しい状況であるという実態は踏まえるべきだと思う。それを反映してか、5月8日の当委員会からのNTT東西に対する質問事項にも、そもそも接続を利用しているのはKDDIとソネットだけなのではないかというものがあるが、委員限りの資料で、2015年2月時点でのシェアドアクセス方式とシングルスター方式の加入の実績は示されており、2社だけではないが、極めて少ない事業者しかシェアドアクセス方式を採用していないという実態がある。

その意味では、かなり実力のある事業者しか、シェアドアクセス方式は利用できない環境にあるということは事実。そのため、卸が新しく始まったタイミングで、シェアドアクセス方式をもう少し利用しやすい環境に整えるという配慮は、プライシングの世界ではあっても良いのかもしれない。少なくとも、5月8日の当委員会資料2の16ページでは、圧倒的にシングルスター方式のユーザばかり記載されており、この小さな事業者がシェアドアクセス方式に流れ込んできても困るというのがNTT東西の懸念である。そのことについて、今日の資料2-2の35ページのところで、少なくともシングルスター方式を主に基地局回線の法人向けでは利用しており、シングルスター方式の対象ユーザに対しては高いサービスレベルを保証しているため、同じサービスレベルを維持できないシェアドアクセス方式に、移行すわけがないという主張をしている。私の質問とも関係するのが次の参考のところで、運用によって対応できるのではないかと記載があるが、NTT東西はそのような対応は行わない主張している。シングルスター方式から悪意のあるシェアドアクセス方式への転用も、ソフトバンクモバイルの主張によれば、そのようなことはないということでもあり、もう少し、プライシングのところで、政策的に卸とバランスをとるといふことの配慮はあるかもしれない。特に8収容のところはまだ理解できていないが、資料2-4の14ページで、KDDIも当初相当苦労しており、それが数年のうちには、明らかに人為的なミスによって設置された主端末回線数の数は下降の数字を示しており、ほぼ解消した。ソネットが同じような状況であるならば、この表の左の方にまだいるのかもしれない。

色々な理由があって、8収容がうまく守られていないという説明資料が出てきているが、少なくともシェアドアクセス方式の光配線区画については、色々問題がでてきているというのが実態で、あまりクリアに議論をできない状況がまだ存在している。このように、見えない壁が意外に立ちふさがっており、シェアドアクセス方式は、現在の制度では、実際にやってみると使いにくいということがわかってくる。少なくとも、自己設置、接続、卸の3つのバランスをとっていく上では、そこを使いやすい工夫をあわせてする必要であると感じた。

<総論（接続事業者の参入を容易にするための更なる措置）について>

○山下委員

資料2-11の38ページについて、そもそもの問題は、光配線区画がうまく動いてくれ

ないという中で、自己設置、接続、卸のバランスをとるということも大事だと思うが、この委員会の中では、接続に競争促進ができるプラスαを与える必要があるのではないかというのが中心的な課題であると認識している。過去に、光配線区画の見直しや、エントリーメニューの導入を行ったが、それが十分に競争を機能させるようなものにならなかったということを考えると、新しい何かが必要である。新しい何かというのは、おそらく、光配線区画に左右される部分を緩和するような方策であろうということ、それが種々議論されてきたかと思うが、それを今回、多少は進めて行くということになれば、競争促進という至上命題をかなえることにはつながらないのではないかと思っている。

○東海主査

資料2-11の38ページについては、先ほど池田委員も発言していたが、新しい形態でのバランスが必要ということは非常に言いやすいが、具体的にどのように展開されるべきかということについては、必ずしも、バランスという言葉だけでは言えない何かがあるはずである。もう少し踏み込んだものについて我々は何か一つの方策を見つけ出してはいない。そのため、ここではペンディングとなっている。今回は結論は出なくても良いと思っているが、この辺りについて一歩前に踏み込んだ表現、書きぶりが工夫できれば、良いものになるのではないか。

○池田委員

山下委員から発言があった、光配線区画に依存しにくい体系に見直すべきではないかという点は、そのとおりだと思う。とりわけ、接続を利用している又は接続を利用しようとしている3者から連名で、使いやすくしてほしいという意見が出されたということは、今の接続制度に何らかの課題というものがあるのではないかと思っている。

<接続料の算定方法の在り方（主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方）について>

○酒井委員

当然ではあるが、今の光配線区画は、NTT東西が利用しやすいものとなっている。そのため、NTT東西のように大きな事業者であれば収容率は高くなるが、新規参入事業者は、そのような収容率とはならない。ただし、参入した以上は、最終的には同程度の収容率にならなければ、要するに8収容のうち収容率が半分程度にならなければ、事業として成り立たないはずであり、収容率が低いままの事業者が、それで永久に満足しているというのであれば、逆の意味で設備の利用効率が悪いので、時間的な要素を入れるべきではないか。当初は、多少有利な料金体系としても、いつまでも収容率が上がらなければ、事業から撤退するということが普通だと思う。そのあたりの配慮をした方が良いと思う。

○相田委員

1 光配線区画当たり40～50ユーザということで、光配線区画の大きさが既に決まっている中で収容率を上げるにあたり、参入事業者のシェアがどのような比率になるのかということについては、現在の移動通信市場のように非常に拮抗したものとなれば、かな

りの数が獲得できるが、いわゆる人気度ということで、N番目の順位の事業者は、1/Nユーザしか獲得できないということになると、3番目、4番目の事業者がとれるシェアは限られてくる。そのような中で、酒井委員からも指摘があった、NTT東西にとって都合のいい光配線区画の大きさということであれば、8に近いユーザを獲得するのは、最終的なシェア構造をどうするかにもよるが、なかなか難しいのではないかと思う。

<光配線区画に係る課題への対処の在り方について>

○佐藤委員

資料2-10で収容上問題のあるところが326件中40件あったとのこと。現在、作業をNTT東西が行っているとのことだが、複数の主端末回線を利用することとなった理由は、この5つくらいの累計となりそうなのか。

今回、我々の知らない実態が色々と明らかになっているが、競争事業者にとっても、事業のpredictabilityが分かって、かつ、そのようなことがおこったら収容替えをする、接続料を返還する等、速やかに対応すべき措置をルールとして整備していく必要があると思う。

○事務局

最初の点について、326件のうちの40件については、複数の主端末回線が引かれているが、残りの286件については、現時点では、1光配線区画に1主端末回線であったということである。そのため、申告した事業者とNTT東西が持っている情報が異なっている可能性や、事後的に光配線区画が分割されている可能性もあるのではないかと考えており、その辺りの事情がわからないので、現在、NTT東西に改めて実態の解明を依頼している。286件は、i~vが原因で出てくるものではなく、これは、光配線区画に複数の主端末回線が存在した場合の理由である。

<接続料の算定方法の在り方（接続料原価の算定の在り方）について>

○池田委員

資料2-9について、前回のヒアリングの際にNTT東西が言及したコスト把握の精緻化の検討について、具体的な内容と、どの程度下がるのかということをお私から質問した。これは主端末回線にかかる接続料の接続料原価を低減させる素直な取組みなので、これを前提として今回の議論を進めて、さらに電柱・土木設備、未利用芯線の負担の在り方について検討すればよいのではないかと考えているが、コスト把握の精緻化について、7ページ以降は、会計の専門家、技術に詳しい委員に、将来に禍根を残すものではないかということについて意見を聞きたい。

○東海委員

コストの測定は、決して、客観的で一つということはありません。様々な手法をどう適用するかによって、単価等も変わってくる。あるいは、絶対額としてのトータルコストについても、例えば、LRICでやるという考えもないわけではなく、将来原価もあり、実際原価もあるが、それらを含めて、私どもは適正な原価を前提に原則に置いているということはお絶対に変わらないところである。しかしながら、目的に応じて、

様々なコストの測定の方法を許容しながら、一番適切なものを掴み出していくというのがトータルコストの問題。精緻化というのは、実態に近い算式はどうあるべきかという議論をしているものだと思う。非常にラフなやり方をとることもできるが、実態というのは、activityという言葉をよく使うわけだが、そこに具体的な実態があるわけで、設備投資の姿もあれば、それをどう利用してるか、活用しているか、どのくらいの時間使っているかという実態もあれば、何人がそこに所属しているのかという実態もあれば、様々なメンテナンスはどのようにするのかというようなことを、どう掴むのか、どこまで細かくやるのかという議論だろうと思う。それを事業者ができるのであれば、その精緻化の方法に進んでいくことは、適切なことだと思っているが、精緻化すればするほど、ゆがんだ数字を算出してしまう可能性もありうる。あくまでも一定の前提の中で適用する基準なり手法なりを使っているということではないかと思う。決して一つのコストがあるだけではないといことを、我々はこれまでずっと議論してきたのだと思う。

○関口委員

全体のバランスを見る必要があるとは思うが、徹底的に精緻化し、あまり意味の無いところでエネルギーをかけても仕方ないということもあるが、例えば資料2-9の8ページで、精緻化前に比べると、より細かな基準を費目ごとに適用していくという配慮は、より費用を実態に即した配賦比率を算出することができるようになるという意味では、精度が増してくることは間違いないと思う。そのため、今回、精緻化によって適切なドライバをこのように探してきた点は、是としなければいけないことだと思う。

<接続料の算定方法の在り方（主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方）について>

○東海委員

これからの光の接続料について議論するという事は、それこそ一つの解を見つけることは不可能に近く、困難性もあるため、様々な方面から、様々な専門の方々の議論を中和させながらまとめていかなければならない。今回だけで結論が出るということでは全くなく、年月が進んでいけば行くほど環境が変化し、それらをどのように掴んで対応していくのかというのは、永遠の課題として残っていくものと思っている。そのような意味で、先ほど、バランスという言葉も出てきたが、どのようなバランスが適切かということについて、ある程度妥協を少し考えながら、まとめていかなければならないだろうと思っている。今日の委員の意見を踏まえ、次回は報告書案の議論をすることとしたいが、骨子案の中でもペンディングが随分入っており、追加の資料も収集しているところなので、次回は、そのような追加の資料によって確認をしながら、報告書案の議論をするという2つの役割をしていかなければならないということになる。

○池田委員

相田委員のカーブを使ってバランスをチェックしたいと考えており、実際の数字を見ながら検討したいと思っている。これについて、事務局と主査との間で、いつ頃検討すべきかも含めて検討してほしい。

○事務局

御発言は、どのような前提で試算をした場合の話か。

○池田委員

NTT東西のコスト把握の精緻化を前提とし、これに加えて、電柱・土木設備のコストの配賦方法に齟齬が出ていることによって、新規参入者にとって過度な負担を負わせていることが、社会的経済的に見て不合理な状況にあるのではないかという問題について、その整合性をとったら良いのではないかという点が1つ。もう1つは、未利用設備についてであるが、KDDIが提出した案で、シェアドアクセス方式の将来需要に使う未利用分については、ユーザ単位の負担もありうるのではないか、原則は設備で考えるのかもしれないが、未利用設備のコストをどう負担するかという点については、政策が入る余地があるのではないかと思っており、KDDIの未利用設備の提案も踏まえて、組み合わせは追って相談したいが、そのあたりに関心を持っている。

○関口委員

それは相田委員の資料とはどのような関係があるのか。

○池田委員

それらを組み合わせて、相田委員の提案を超えないかということを検証したいと思っている。電柱・土木設備、未利用設備の各事業者からの提案について、まだ我々の中で議論が進んでいないと思うので、もう少し議論を進めてから、実際の数字を見た方がいいということであれば、そちらでも構わない。

○佐藤委員

池田委員の意見に論理的には賛成。感度分析ではなく、何がどれだけ動くか料金にどのような影響が出て、収容率で言うと、どのくらいの収容で競争できる状況になるかという点については、非常に関心がある。ただし、とりまとめの時期との関係で、間に合うのかということもあるので、主査にお任せしたい。

○東海主査

池田委員の関心は、実は、本質的なところが含まれている。未利用設備のコストをどのように負担するのかということも、これも一つでは絶対でない。そのときの色々な環境、状況の中で、今はこのような形でやるということ、多くの人から理解が得られるのかということだと思う。

池田委員が色々検討したいということであれば、事務局と相談し、間に合えばということではよいか。

○酒井委員

もちろん、色々検討するのはいいが、例えば、電柱・土木設備を利用者負担にした場合に数値的に合致する結果になったことから、電柱・土木設備を利用者負担としてしまえば、いかにも、そうであると後の人が読んでしまう。しかし、どう考えても、電柱・

土木設備のコストは線の長さ、線の数に決まっているので、後の人が誤解することは絶対に避けてほしい。そうであれば、実際はこうだが、仮にこうした場合には、料金はこうしたとしなければ、かえって誤解を受けてしまうと思う。もっといい加減に、適当に全体の半分はこうしようという方が、まだ、いい加減だということがわかる。メタル検討会でもそうであったが、報告書に書いてあるために、後を引いてしまう。8多重であればまだいいが、将来、100多重、1000多重が開発された場合に、それでもコストは利用者単位であるとなってしまうと、開発しても仕方ないとなってしまう。

○東海委員

池田委員の指摘は、必ずしもそのような結論的なことではないということで、お任せいただくということとしたい。